

特許の費用

(中野特許事務所 御苑オフィス 料金表)

2019年10月1日
中野特許事務所 弁理士 中野 寛也
TEL 03-6274-8515 h.nakano@nifty.ne.jp

(ご注意) 料金の試算例は、あくまでも目安です。本紙作成時点の印紙代に基づく試算ですが、印紙代は、改定されることがあります。また、料金体系は、予告なく変更されることがあります。最新の料金体系は、弊所の御苑オフィスのホームページ (<http://nakano-firm.net/> : キーワード=「弁理士 中野」でネット検索可) を開き、上部メニューの「料金」をクリックしてご確認ください。

	特許権取得に至るまでの標準的な手続の流れ	通常価格での試算例	中小企業・個人・大学等の非営利団体向け価格での試算例	
1 相談	自分の考えたアイデアが権利化できるものなのか、出願する価値があるのか等の相談です。 出願に至った場合には、それまでの相談は、無料です。 また、出願に至らなかった場合でも、各事案につき初回の相談は、原則として無料です。 2回目以降の相談は、原則として1時間当たり7,000円(税抜)です。			
2 先行技術調査	無駄な投資を避けるために、出願前に先行技術調査が必要となります。先行技術調査は、特許庁ホームページから無料のデータベース(J-PlatPat)にアクセスし、ご自身で行うことができます。ご自身の取り扱う技術分野や周辺技術分野についての動向調査になるという観点からも、人員的・時間的に余裕がある場合には、先行技術調査は、ご自身で行うことをお勧めします。調査のやり方は、弊所の御苑オフィスのホームページ(http://nakano-firm.net/ : キーワード=「弁理士 中野」でネット検索可)を開き、上部メニューの「Faq」をクリックしてご参照頂けます。 弊所に先行技術調査をご依頼される場合の料金は、下記の通りです。 ・特許庁の無料のデータベース(J-PlatPat)を使用し、出願明細書に記載するために必要な関連分野の先行技術文献を抽出する程度の簡易調査(1~2時間程度の検索作業)は、出願に至った場合は、無料です。なお、この簡易調査は、やらないよりは、やったほうがましという程度のもので、一方、簡易調査をした結果、よく似ている先行技術が抽出された等の理由により、出願を断念した場合には、15,000円(税抜)となります。この場合、抽出した先行技術文献を提示しますが、調査報告書は作成しません。 ・より詳細な調査を行い、調査範囲や調査方法を明示した調査報告書を作成する場合の調査費用は、内容や程度に応じ、50,000円(税抜)~となります。繁忙期には、調査会社に外注する場合があります。なお、調査範囲の当たりを付ける等の調査の初期の段階で、極めて似ている先行技術文献が抽出された場合には、その時点で調査を打ち切り、調査費用を減額することもできます。			
3 出願時	<ul style="list-style-type: none"> 基本手数料 <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 160,000円 <中小企業・個人・大学等> 128,000円 タイプ代(1頁は、40文字×50行です。) <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 6,000円/頁 <中小企業・個人・大学等> 4,800円/頁 図面作成代 <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 4,800円/枚 <中小企業・個人・大学等> 3,800円/枚 以上に消費税10%がかかります。 印紙代 14,000円 <p>以上のトータルの上限金額(印紙代込、消費税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 480,000円 <中小企業・個人・大学等> 380,000円 <p>但し、書類の頁数が50を超える極めて複雑・難解・大容量の場合(ごく稀に発生します。)には、ご相談させて頂きます。</p> <p>※請求項の追加による加算手数料はありません。 ※要約書作成手数料、オンライン手数料の請求はありません。 ※出願前にアイデアを公開していた場合には、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が必要となり、その手数料として21,000円(税抜)の費用が追加で発生します。 ※お客様の事情により出願を中止することになった場合には、作業の進捗の度合いに応じ、費用を請求させて頂きます。例えば、出願書類の原稿を完成させた後に、出願を中止した場合には、8割の費用を請求させて頂きます。 ※サーバ・クライアント系のシステムや、複数のコンピュータ間で通信によりデータ連携を行う大規模なコンピュータ・システム等は、記載分量が多くなり、高額になる傾向にありますので、右記の【D】の試算例を超える費用が発生する場合があります。</p>	<p>【A】 簡単な日用品等の場合</p> <p>例えば、 ・明細書及び請求の範囲の頁数=5 ・図面の枚数=3</p> <p>【B】 一般的な物品、簡単な機械・制御装置等の場合</p> <p>例えば、 ・明細書及び請求の範囲の頁数=10 ・図面の枚数=5</p> <p>【C】 小規模なコンピュータ・システム、複雑な機械・制御装置等の場合</p> <p>例えば、 ・明細書及び請求の範囲の頁数=15 ・図面の枚数=6</p> <p>【D】 大規模なコンピュータ・システム等の場合</p> <p>例えば、 ・明細書及び請求の範囲の頁数=20 ・図面の枚数=8</p>	<p>【A】</p> <p>160,000 +6,000×5頁 +4,800×3枚 +20,440 (消費税) +14,000 (印紙代) =238,840円 (税込)</p> <p>【B】</p> <p>160,000 +6,000×10頁 +4,800×5枚 +24,400 (消費税) +14,000 (印紙代) =282,400円 (税込)</p> <p>【C】</p> <p>160,000 +6,000×15頁 +4,800×6枚 +27,880 (消費税) +14,000 (印紙代) =320,680円 (税込)</p> <p>【D】</p> <p>160,000 +6,000×20頁 +4,800×8枚 +31,840 (消費税) +14,000 (印紙代) =364,240円 (税込)</p>	<p>【A】</p> <p>128,000 +4,800×5頁 +3,800×3枚 +16,340 (消費税) +14,000 (印紙代) =193,740円 (税込)</p> <p>【B】</p> <p>128,000 +4,800×10頁 +3,800×5枚 +19,500 (消費税) +14,000 (印紙代) =228,500円 (税込)</p> <p>【C】</p> <p>128,000 +4,800×15頁 +3,800×6枚 +22,280 (消費税) +14,000 (印紙代) =259,080円 (税込)</p> <p>【D】</p> <p>128,000 +4,800×20頁 +3,800×8枚 +25,440 (消費税) +14,000 (印紙代) =293,840円 (税込)</p>

4 出願審査請求時	<ul style="list-style-type: none"> 出願審査請求手数料 10,000円 以上に消費税10%がかかります。 印紙代 138,000円+請求項の数×4,000円 <p>※中小企業・個人・大学等は、軽減申請により印紙代の減額が可能な場合があります。減免制度は、けっこう頻繁に改正されますので、その都度の確認が必要です。</p> <p>※出願しただけでは権利化することはできません。出願審査請求をして特許庁の審査官による実体審査を経て登録されて初めて特許権が発生します。出願審査請求は、出願から3年以内に行うことができます。出願後に製品の販売や開発を中止した場合、他人の権利化を防いで自分の実施を確保するための防衛目的の出願の場合等には、必ずしも出願審査請求をする必要はありませんので、これ以降の費用は、不要となります。従って、3年以内に権利化すべきか否かの価値判断を行えばよいため、無駄な投資を避けるべく、出願と同時に、あとで出願審査請求をするケースも多いです（お客様の選択となります）。</p>	<p>例えば、請求項の数=5</p> <p>◆中小企業・個人・大学等が軽減申請により印紙代の1/2軽減を受けた場合を併記しています。</p>	<p>10,000 +1,000 (消費税) + (138,000+5×4,000) (印紙代) =169,000円 (税込)</p>	<p>10,000 +1,000 (消費税) + (138,000+5×4,000) (印紙代) =169,000円 (税込)</p> <p>◆1/2軽減では10,000 +1,000 (消費税) + (138,000+5×4,000)×1/2 (印紙代) =90,000円 (税込)</p>
5 中間処理時	<p>特許庁の審査官から拒絶理由通知を受けた場合の対応処理の費用です。一般に、拒絶理由通知を受ける確率はかなり高いのですが、意見書や手続補正書を提出することにより拒絶理由を解消し、権利化を図ることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書作成料 <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 60,000円 <中小企業・個人・大学等> 50,000円 手続補正書作成料 <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 60,000円 <中小企業・個人・大学等> 50,000円 以上に消費税10%がかかります。 <p>※タイプ別の請求はありません。</p> <p>●意見書、手続補正書のいずれか一方だけを提出した場合を併記しています。</p> <p>※二回目以降の拒絶理由通知に対する処理（稀に発生します。）、あるいは拒絶査定不服審判請求時の処理等は含まれていませんので、さらに費用を要することがあります。</p> <p>一方、拒絶理由通知を受けることなく特許査定となる場合もありますので、その場合には、この費用は不要となります。</p> <p>※審査官面接をすることが有効な場合があります。審査官面接の手数料は、35,000円（税抜）となります。</p> <p>※拒絶理由通知書で審査官により有力な先行技術文献が示され、その拒絶理由を覆すことができないと考えられる場合や、出願審査請求後に製品の販売や開発を中止した場合等には、必ずしも中間処理を行う必要はありませんので、これ以降の費用は、不要となります。</p>		<p>60,000+60,000 +12,000 (消費税) =132,000円 (税込)</p> <p>●意見書、手続補正書の一方だけの提出では60,000 +6,000 (消費税) =66,000円 (税込)</p>	<p>50,000+50,000 +10,000 (消費税) =110,000円 (税込)</p> <p>●意見書、手続補正書の一方だけの提出では50,000 +5,000 (消費税) =55,000円 (税込)</p>
6 登録時	<ul style="list-style-type: none"> 特許料納付手数料 10,000円 成功謝金 <ul style="list-style-type: none"> <通常価格> 100,000円 <中小企業・個人・大学等> 80,000円 以上に消費税10%がかかります。 印紙代（第1～3年分の特許料） (2,100円+請求項の数×200円)×3年 <p>※請求項の追加による成功謝金の加算はありません。</p>	<p>例えば、請求項の数=5</p> <p>中小企業・個人・大学等は、軽減申請により印紙代の減額が可能ですが、右記は満額の印紙代での計算としています。なお、1/2減額を受けた場合は4,650円の減額となります。</p>	<p>10,000 +100,000 +11,000 (消費税) + (2,100+5×200)×3 (印紙代) =130,300円 (税込)</p>	<p>10,000 +80,000 +9,000 (消費税) + (2,100+5×200)×3 (印紙代) =108,300円 (税込)</p>
3～6の合計額 「XX～YY万円程度（税込）」のXXは、印紙代の1/2軽減を受けた場合と、中間処理を行わなかった場合とを考慮した金額です。	【A】簡単な日用品等の場合	【A】54～67万円程度（税込）	【A】39～58万円程度（税込）	
	【B】一般的な物品、簡単な機械・制御装置等の場合	【B】58～71万円程度（税込）	【B】43～61万円程度（税込）	
	【C】小規模なコンピュータ・システム、複雑な機械・制御装置等の場合	【C】62～75万円程度（税込）	【C】46～64万円程度（税込）	
	【D】大規模なコンピュータ・システム等の場合	【D】66～79万円程度（税込）	【D】49～68万円程度（税込）	
7 権利維持	<p>特許権の存続期間は、出願から20年です。医薬品等の場合には5年を限度として延長もできます。従って、第4年目以降も、特許庁に特許料（印紙代）を支払えば、権利維持が可能です。印紙代は、下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4～6年分の特許料 毎年 6,400円+請求項の数×500円 (例えば、請求項の数5の場合：毎年8,900円) 第7～9年分の特許料 毎年 19,300円+請求項の数×1,500円 (例えば、請求項の数5の場合：毎年26,800円) 第10～25年分の特許料 毎年 55,400円+請求項の数×4,300円 (例えば、請求項の数5の場合：毎年76,900円) <p>特許料の納付手続は、毎年、1年分ずつ支払うこともできますが、複数年分をまとめて支払うこともできます。弊所手数料は、1回の納付につき、10,000円（税抜）となります。これに加え、上記の特許料（印紙代）が必要となります。</p> <p>なお、特許料（印紙代）を支払わなかった場合には、その時点で特許権は消滅します。従って、出願から20年間は必ず特許料を支払い続けなければならないということではなく、技術の陳腐化、製品の販売や開発の中止等の理由、あるいは費用対効果の観点等から、自らの選択で、特許料を支払わずに権利を消滅させることができます。</p>			